

令和7年度 重要事項説明書

保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

1. 施設運営主体

事業者の名称	(有)マイス
代表者氏名	取締役 姫野成美
法人の所在地	磐田市小立野211-1
法人の電話番号	0538-34-6428

2. 利用施設

施設の種類	事業所内保育所		
施設の名称	にじいろ保育所		
所在地	磐田市小立野167-3		
電話番号	0538-33-8888		
管理者名	施設長 今利泰子		
利用定員（年齢別）	0歳児	9名	
	1歳児	12名	
	2歳児	12名	
認可年月日	27年4月1日		

3. 施設・設備等の概要

敷地	全体	679.73㎡		
	園庭	260㎡		
建物	構造	鉄骨構造		
	延べ面積	279㎡		
施設の内容	乳児室(2室)	34㎡	沐浴室	1室
	保育室(2室)	76㎡	幼児用トイレ	1室
	調理室兼遊戯室	(1室)61㎡		
設備の種類	冷暖房完備、床暖房設備あり			

4. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします

保育標準時間認定	保育時間	午前7時30分から午後6時30分
	延長保育時間	なし
保育短時間認定	保育時間	午前9時から午後5時
	延長保育時間	午前7時30分から午後6時30分の間

* 上記保育時間以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、延長保育を提供します。延長保育の利用にあたっては、お支払いいただく通常の保育料のほかに、別途利用者負担が必要となります。

5. 保育を提供する日

開園日	月曜日から土曜日・祝日（土曜日・祝日・お盆・GW希望保育）
開園時間	午前7時30分から午後6時30分
休園日	日曜日、GW、年末年始、3月末日（新年度準備日）

* 警報発令時の対応について

警報・注意報が発令していても基本的に開所をします

朝7時の地点で開所できない場合はメール連絡をいたします

* 感染症流行時の対応について

登園許可証の必要な病気にかかった場合は、再登園時に医師による完治の証明が必要となります

登園届の必要な病気にかかった場合は、医師の診断後、病状が回復した事を確認したうえで保護者が記入をして再登園となります（入園冊子 病気一覧を参照）

保育中に疑いのある症状が出た場合、緊急連絡先に連絡をいたします

6. 施設の目的・運営方針

事業の目的	就労などにおいて保育を必要とする児童をお預かりします 保護者とともに児童の成長を見守り、子育てを支援します
理念	<p>『保育目標』</p> <ol style="list-style-type: none"> 1・元氣よくあそび、心身ともにたくましい子どもに。 2・「ありがとう」の感謝の気持ちをもてる子どもに。 3・感性豊かな心をもち、表現豊かな子どもに。 4・思いやりと優しさをもった子どもに。 5・好奇心をもち、何にでもチャレンジする子どもに。 <p>『保育方針』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人一人の子どもの成長を見守ります。 ・子どもには、一人一人の持ち味があります。 その子の個性を尊重し、生き生きと成長できるようにしていきます。 ・共に喜び、共に感じあえる保育をしていきます。 <p>『めざす保育内容』</p> <p>健康 健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくりだす力を養う。</p> <p>人間関係 友だちと親しみ支え合って生活できると共に、人と関わる力を培い自立心を養う</p> <p>環境 周囲のさまざまな環境に好奇心・探究心をもって関わり、生活に取り入れていこうとする力を養う。</p> <p>言葉 経験したことや考えたことを自分のことばで表現し、相手の話を聞こうとする意欲や態度を養う。</p> <p>表現 感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、創造性を育み豊かに表現する力を養う。</p>

7. 職員体制 令和6年4月1日現在

	職務の内容	常勤	非常勤
施設長兼主任保育士	園務をつかさどり、所属職員を監査	1人	人
副主任保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を、園児の保育をつかさどる	1人	人
保育士 子育て支援員	園児の保育 園児の保育	3人	6人 1人
調理員兼子育て支援員	給食・おやつ調理兼園児の保育	1人	人

*当園では、「静岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」の定める基準を遵守し保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

8. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成30年4月1日厚労告141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います

- ① 特定教育・保育の提供
上記7に記載する時間において、保育を提供します
- ② 英会話教室を（2歳児クラス）で9月～週1回実施予定です

9. 食事の提供方法等について

- ① 食事の提供方法
自園調理を行っています
- ② 食事の提供を行う日
保育を提供する平日は、毎日食事の提供を行います
土曜日・祝日の希望保育はお弁当・おやつ持参をお願いしています
献立表はお便りで別途お知らせします
児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	

- ③ アレルギー対応状況
アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせていきますので、あらかじめご相談ください（その際は、医師による診断書の提出が必要です）
除去食及び代替食に対応していますが、難しい場合はお弁当対応をお願いしています

10. 利用料金

- ① 保育料
支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます
保育料の納入は口座振替をご利用ください（口座引き落とし日は毎月15日）
- ② 保険料
年額315円の保険料をいただきます
- ③ 個人購入品
保育料のほか、個人購入物品の費用を負担していただきます
お支払方法は集金袋による現金回収になります
アルバムは、個人製作のため年度により値段が異なる場合があります

入園時他

連絡ノート	200円
ぼうし	1200円
集金袋	50円
おたより袋	300円
防災クッション	2300円
シール帳	500円
シール	300円
誕生日カード	300円
材料費等(年間)	1500円
アルバム	約1200円
保険(年間)	315円

11. 利用の開始・終了について

- ・事業所内園児（医療法人社団恵成会（有）マイス）
各事業所内において保育を必要とする従業員の子をお預かりします
総務課の鈴木より申込み書類をもらい、保育所へ申込みに来ていただきます
- ・一般枠園児
磐田市の利用調整に基づき当園に入所決定された支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- ① 3歳児からは在園をしていただけません
- ② 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ 市外に転出するとき（一般枠園児）
- ④ 長期欠席するとき
- ⑤ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

12. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

① 内科

医療機関の名称	医療法人 社団 恵成会
医院長名又は医師名	姫野由美子
所在地	磐田市小立野 102
電話番号	0538-34-6110

② 歯科

医療機関の名称	サイトウ歯科
医院長名又は医師名	斎藤滋子
所在地	磐田市中泉 375 リベール磐田 111
電話番号	0538-39-2070

13. 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する緊急連絡先へ速やかに連絡を行います

緊急を要する場合、嘱託医の豊田えいせい病院へ受診をする場合があります

14. 非常災害時の対策

非常時の対応	避難の際には、メーリングリストにて避難状況を一斉連絡 お迎えの必要の有無などをお知らせします（緊急時連絡用携帯電話あり）		
避難訓練	地震・火災を想定した避難訓練を月1回実施（地震・火災各6回）		
防災設備	煙探知機	誘導灯	
避難場所	豊田支所、豊田えいせい病院		

15. 保険の加入

当園では以下の保険に加入しています。

保険会社	日本スポーツ振興センター		
保険の種類	災害共済		
保険金額	死亡	1,400万円～2,800万円	
	障害	41万円～3,770万円	
	負傷	総医療費の4割（※高額医療の場合異なる）	

16. 虐待防止のための措置に関する事項

園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ① マニュアルを作成し運用
- ② 虐待を早期発見の為の研修を実施

17. 保育内容に関する相談・要望・苦情

受付担当者	今利泰子	
受付責任者	姫野成美	
利用時間	午前9時～午後5時	
連絡先	電話 0538-33-8888 (にじいろ)	0538-34-6428 (マイル)
	FAX 0538-33-8889 (にじいろ)	0538-34-6115 (マイル)
第三者委員	宮田 伸生 医療法人社団恵成会 経営企画課課長 電話 0538-34-6110	鈴木 智弘 医療法人社団恵成会 総務課課長 電話 0538-34-6110
受付方法	1. 面接・電話・書面などにより、苦情受付担当者が随時受け付けます。 なお、第三者委員に直接申し出ることできます。 2. 苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員に報告します。(苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く) 第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して報告を受けた旨報告します。 3. 苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は第三者委員の助言や立会いを求めることができます。 なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次によち行います。 ア. 第三者委員による苦情内容の確認 イ. 第三者委員による解決案の調整、助言 ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認	

18. 園児の健やかな成長、発達のための母子保健の連携

園児の発達(育ち)についてご相談を頂いた場合は、保護者の同意・了解のもと保健師と連携をとり、成長を共有し見守らせて頂く場合があります。また、園での様子についてこちらから保護者にご相談をさせて頂く場合もあります。

19. 個人情報の保護に関する基本方針

(有)マイス・にじいろ保育所が運営管理する施設において、園児及び保護者、家庭に係わる個人情報保護の取り扱いについて「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下、『個人情報保護法』と呼ぶ）」個人情報保護法及び関係法令を遵守し、下記の条文を定め、個人情報保護に努めるものとする。なお、転園の際には園児要録の移送等、個人情報の伝達があります。

- 第1条 個人情報管理責任者及び個人情報保護管理者は、にじいろ保育所施設長（保育管理責任者）とし施設における個人情報の適切な保護を行うものとする。
- 第2条 個人情報受付担当者は、(有)マイスが運営管理する各施設の主任保育士又は、副施設長のいずれかとし適切な処理を行うものとする。
- 第3条 (有)マイスの運営管理する施設において勤務する全ての職員及び関係者は、各施設が有する個人情報について離職後も含めた守秘義務を課す事とする。
- 第4条 (有)マイスが運営管理を行う施設に従事する者は、各施設内の個人情報にあたいするもの、全てにおいて施設外への持ち出しを行ってはならない。
- 第5条 個人情報の第三者への提供については、『個人情報保護法』第23条に規定されている下記の各号の一に該当する場合を除いて、保護者の同意を得ずに第三者に個人情報を提供しない。
- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難な場合
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対し協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 第6条 (有)マイスが、運営管理施設においては、利用する個人情報（個人データ）を正確かつ最新に保つよう努めるとともに、漏洩（ろうえい）、滅失、または毀損（きそん）の防止、その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。また、利用目的を失した個人情報については、法令等に定めのあるものを除き、確実かつ速やかに消去するものとします。
- 第7条 (有)マイスが、運営管理する施設においては、保護者がその子ども、その家庭および自身の個人情報（個人データ）の開示・訂正・利用停止・消去を求める権利を有していることを十分認識し、個人情報相談窓口（担当者：施設における主任保育士・責任者・施設長）を設置して、これらの要求ある場合には、法令に従って速やかに対応します。なお、苦情等についても個人情報相談窓口で受け付け、適正に対応します。
- 第8条 (有)マイスが、運営管理する施設においては、業務上知り得た個人情報等について業務以外での使用を行わない事とする。
- 第9条 緊急・非常時等の場合、個人情報管理責任者が特に必要と認めた場合については、上記の条項を変更することがある。